

- 給与上手くんα Pro II VERSION:14.408
- 給与上手くんαクラウド Pro II・給与上手くんαクラウド SE Pro II VERSION:14.408

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 2024年7月1日付「定額減税に関する不具合のお知らせ」についての修正

➤ 給与・賞与

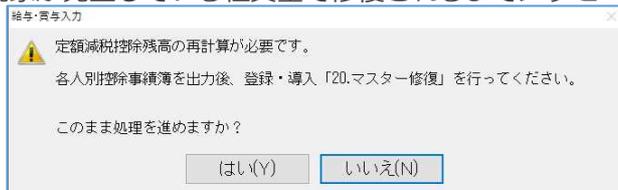
下記の処理を行うと定額減税の控除後残額が当月に繰り越しされておらず、控除後残額の計算、各人別控除事績簿、給与（賞与）明細書の【定額減税】【控除後残額】の表示が誤っていたのを修正しました。

《処理手順》

- (1)月移動で前回処理月に移動して金額の修正を行う。
- (2)修正した結果、その前回処理月にて月次減税額を全額控除し終わり定額減税の控除後残額が0円になった。

修正プログラムインストール後のお願い

修正プログラムインストール後に、『1.給与・賞与』業務と『9.出力処理』業務でマスターを選択すると、現象が発生している社員が存在している場合に下記メッセージを表示されます。マスター内の現象が発生している社員全て修復されるまでメッセージを表示します。



※メッセージが表示された場合は「いいえ」を選択して、『9.出力処理』業務より各人別控除事績簿を出力し、上述の現象が発生している社員を確認してから修復処理を行ってください。

登録・導入『20.マスター修復』業務で選択したマスターで現象が発生している社員全員を修復することができます。

◆ 給与・賞与

➤ 給与・賞与

前年で一度退職処理を行い在職者に戻して令和6年マスターで継続して入力している社員について、基準日在職者に該当するのに退職年月日を入力すると定額減税計算されない不具合を修正しました。

◆ 登録・導入

➤ マスター修復

明細書入力画面で入力した場合に金額が保存されないマスターを修復できるよう対応しました。

◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“給与処理d b【給与計算】(VERSION: 14.408)の変更点”を参照してください。

ご注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

給与処理 d b 【給与計算】 (VERSION:14.408) の変更点

修正

I. 給与・賞与

1) 給与・賞与

① 「2024年7月1日付 定額減税に関する不具合のお知らせ」 についての修正

- ・ 下記の処理を行うと定額減税の控除後残額が当月に繰り越しされておらず、控除後残額の計算、各人別控除事績簿、給与（賞与）明細書の【定額減税】 【控除後残額】の表示が誤っていたのを修正しました。

《処理手順》

- (1)月移動で前回処理月に移動して金額の修正を行う。
- (2)修正した結果、その前回処理月にて月次減税額を全額控除し終わり定額減税の控除後残額が0円になった。

《詳細》

- ・ 上記処理手順(2)の後に当月に月移動すると、前回処理月にて定額減税の控除後残額が0円となったため本来は当月では定額減税されません。しかし、修正後の控除後残額（0円）が繰り越しされておらず過去月で修正を行う前の控除後残額を保持し、誤った定額減税の控除後残額を表示していました。
- ・ 「各人別控除事績簿」と給与（賞与）明細書の【定額減税】 【控除後残額】は定額減税したような表示になっており誤っていますが、当月において所得税は徴収されているため差引支給額は誤りがございません。
- ・ 上記の状態から翌月更新を行うと控除後残額の繰越が正常に出来ず、定額減税され月次減税額以上に控除されていました。定額減税されているため所得税の徴収も正しく行われていません。

【各人別控除事績簿】

赤枠の⑧で0円となるため、緑枠の⑨以降が出力されているのは誤りです。

令 6年 6月25日 (給与)			令 6年 7月 1日 (賞与)			令 6年 7月25日 (給与)		
控除前 税額	②のうち 控除した 金額	控除しきれ ない金額 (②-④)	控除前 税額	⑤のうち 控除した 金額	控除しきれ ない金額 (⑤-⑦)	控除前 税額	⑧のうち 控除した 金額	控除しきれ ない金額 (⑧-⑩)
6,750	6,750	23,250	26,092	23,250	0	6,750	6,750	11,282

【給与（賞与）明細書】

年金保険料	その他社会保険料	雇用保険料	課税対象額	所得税	住民税
			255,000	6,750	
i-1	控除-2	控除-3	控除-4	控除-5	控除-6
i-8	控除-9	控除-10			
	控除合計		前月繰越分	当月端額	差引支給額
	6,750				248,250
【定額減税】 控除前所得税額			6,750円	定額減税	6,750円
				控除後残額	11,282円

正しい状態では欄外の定額減税関係の出力は行われません。定額減税・控除後残額は表示している内容も誤りです。

《具体例》

- ・下記では月次減税額が本人分3万円となる社員を例に具体例を記載しています。
- ・赤文字で記載している箇所が不具合に関する内容となります。

I.6/25 給与

定額減税： 6,750	
所得税	住民税
0	0

- ・6/25 給与にて6,750 定額減税され控除後残額が23,250 になった。

控除前所得税額	6,750 円	定額減税	6,750 円	控除後残額	23,250 円
---------	---------	------	---------	-------	----------

II.7/1 賞与

定額減税： 5,218	
所得税	住民税
0	

- ・7/1 賞与にて本給に10万円を入力し、5,218 定額減税され控除後残額が18,032 になった。

控除前所得税額	5,218 円	定額減税	5,218 円	控除後残額	18,032 円
---------	---------	------	---------	-------	----------

III.7/25 給与

定額減税： 6,750	
所得税	住民税
0	0

- ・7/25 給与にて6,750 定額減税され、控除後残額が11,282 になった。

控除前所得税額	6,750 円	定額減税	6,750 円	控除後残額	11,282 円
---------	---------	------	---------	-------	----------

IV.7/1 賞与（過去月に移動） **不具合が発生する処理**

定額減税： 23,250	
所得税	住民税
2,842	

- ・7/1 賞与の過去月に月移動し、本給10万円→50万円に修正した。控除前所得税額が26,092 となり6/25 給与支給後の控除後残額23,520 を全額控除したため控除後残額は0 になった。
(上述処理手順1、2に該当)

控除前所得税額	26,092 円	定額減税	23,250 円	控除後残額	0 円
---------	----------	------	----------	-------	-----

V.7/25 給与（当月に移動） **誤った控除後残額の計算、出力が行われます。**

定額減税： 6,750	
所得税	住民税
6,750	0

- ・7/25 給与の当月に移動するとIVの修正後の控除後残額は0であるのに、IIIの時点での定額減税と控除後残額が表示される。実際には定額減税されておらず、所得税は6,750 徴収され正しい状態。
- ・各人別控除事績簿では⑧で0であるが、⑩で控除されているように表示される。
給与（賞与）明細書でも誤った定額減税・控除後残額が表示される。

令6年7月1日(賞与)		令6年7月25日(給与)	
控除前	控除後	控除前	控除後
26,092	23,250	6,750	6,750
	0		11,282

控除前所得税額	6,750 円	定額減税	6,750 円	控除後残額	11,282 円
---------	---------	------	---------	-------	----------

VI.8/25 給与 月次減税額以上の定額減税が行われている状態

定額減税： 6,750	
所得税	住民税
0	0

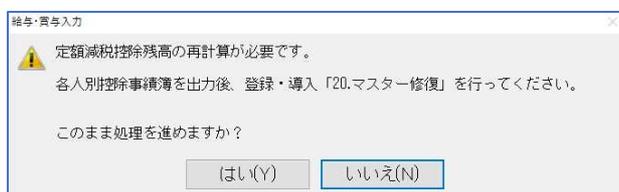
- ・ Vから翌月更新すると再び定額減税され月次減税額である3万円以上の定額減税が行われている状態となります。
- ・ IVの控除後残額の11,282から6,750定額減税します。

控除前所得税額	6,750円	定額減税	6,750円	控除後残額	4,532円
---------	--------	------	--------	-------	--------

※この具体例では、I.6/25 給与には影響がなく、修正を行ったII.7/1 賞与までは正常に計算・表示します。

●対応内容

- (1)定額減税の控除後残額の計算方法を修正しました。
- (2)「1.給与・賞与」業務と「9.出力処理」業務でマスター選択すると現象が発生している社員が存在しているかを判定し、該当した場合にメッセージを表示する対応を行いました。マスター内の現象が発生している社員全て修復されるまでメッセージを表示します。



※メッセージが表示された場合は「いいえ」を選択して「9.出力処理」業務より各人別控除事績簿を出力し、上述の現象が発生している社員を確認してから次の処理(3)を行ってください。

- (3)登録・導入「20.マスター修復」業務で選択したマスターで現象が発生している社員全員を修復することができます。

《注意》

- ・修復は現象発生月（上述具体例IV）のみ可能です。
- ・現象発生月（上述具体例V）から翌月更新処理を行っている（上述具体例VI）、メッセージの表示・修復を行うことができません。当月処理を削除後にマスター修復を行ってください。

その他の修正

I.登録・導入

1) マスター修復

- ①明細書入力画面で入力した場合に金額が保存されないマスターを修復できるよう対応しました。

II.給与・賞与

1) 給与・賞与

- ①前年で一度退職処理を行い在職者に戻して令和6年マスターで継続して入力している社員について、基準日在職者に該当するのに退職年月日を入力すると定額減税されない不具合を修正しました。
- ②基準日在職者が休職した場合の判定の修正
 - ・基準日在職者が定額減税処理を行った後の処理月にて休職し、年内中に再び支給が発生する場合に、定額減税されていなかったのを修正しました。

《詳細》

定額減税初回月に基準日在職者として定額減税を実施（控除後残額がある状態）



定額減税実施後の処理月で、基準日在職者の「在職区分」を“休職者”に設定、かつ、「支給あり」のチェックを“オフ”に設定



翌月以降の処理月で「在職区分」を“在職者”、または、休職者の「支給あり」のチェックを“オン”にして年内中に再び支給が発生



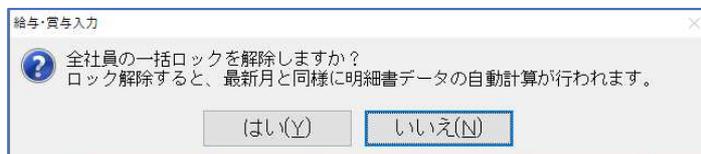
定額減税を行っていた月までの控除後残額から再び定額減税されるべきところ計算されていませんでした。

《すでに現象の起きているマスターについて》

それぞれのケースごとに以下のような手順を行ってください。

- 1.ひとつ前の過去月で「休職者、支給なし」の社員がいるマスター

→月移動で戻り、下記メッセージを「はい」で進めロック状態を解除してください。



- 2.当月で「休職者、支給なし」となった社員がいるマスター

→翌月更新前にマスター修復をかけてください。

以上